## 【労務】パワーハラスメント対策導入マニュアル(第3版)を公表

職場のパワーハラスメント問題の予防・解決に向け、厚生労働省の委託事業として開設されている「あかるい職場応援 団」から、「パワーハラスメント対策導入マニュアル(第3版)」が公表されました。

このマニュアルは、パワーハラスメント対策に取り組む企業が参考にできるよう、取組のポイントを解説したものです。

研修資料やアンケート用紙など、取組みに必要な参考資料を豊富に収録しています。第3版では、パワーハラスメントに ついて社内で相談があった時の、相談者への対応や事実確認の方法、とるべき措置の検討方法が具体的に解説されていま す。

職場のパワーハラスメントは、都 道府県労働局や労働基準監督署等 への相談が増加を続け、ひどい嫌 がらせ等を理由とする精神障害等 での労災保険の支給決定件数は高 水準で推移しています。(表1)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
精神障害の労災補償の 支給決定件数全体	325 件	475 件	436 件	497件	472 件	498 件	506件
(ひどい)嫌がらせ、いじめ、 又は暴行を受けた	40件	55 件	55 件	69件	60 件	74 件	88 件
上司とのトラブルがあった	16 件	35 件	17 件	21 件	21 件	24 件	22 件
同僚とのトラブルがあった	2件	2件	3件	2件	2件	0件	1件
部下とのトラブルがあった	2件	4件	3件	0件	1 件	1件	0件

表 1 精神障害の労災補償状況

「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」(厚生労働省)

個別労働紛争解決制度の施行状況 (平成30年6月)では、 「いじめ・嫌がらせ」が平成24年 度以降すべての相談の中でトップ の件数となっています。(図1)



民事上の個別労働紛争の相談内容の件数の推移 図 1

「平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況」(厚生労働省)

また、平成28年度に厚生労働省が 実施した「職場のパワーハラスメ ントに関する実態調査」による と、過去 3 年以内にパワーハラス メントに該当する相談を受けた企 業は36.3% (図2)、過去3年以 内にパワーハラスメントを受けた ことがある、と回答した者は 32.5% (図3) であり、この問題 が依然として社会的な問題である ことが明確になっています。

同時に、従業員規模が小さい企業 ほど、パワーハラスメント対策が 進んでいないという課題も明らか になっています。(図4)



「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(厚生労働省 平成 28 年度)

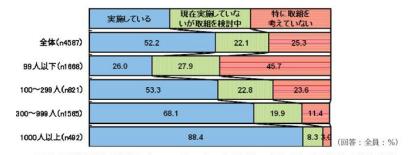


図4(企業調査)職場のパワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況

「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(厚生労働省 平成 28 年度)

【出典 厚生労働省 パワーハラスメント対策導入マニュアル(第3版)より】